

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和8年2月10日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「山下ふ頭再開発」に関して「2022年度から現在まで」に支出した「2回の市民意見募集、9回の市民意見交換会、6回開催された検討委員会、4回開催された市民検討会などで使われたファシリテーター委託費、検討委員会の委員報酬、会場費、事務局経費などが目的外支出または公正性を欠く支出」と述べています。

このことから、令和7年2月10日から請求日までに係る山下ふ頭再開発に係る市民意見募集、市民意見交換会、検討委員会、市民検討会などに関するファシリテーター委託費、委員報酬、会場費、事務局経費などの支出について摘示しているものと解されます。

請求人は、当該支出が違法又は不当である理由として、「前提条件（民設民営）を明示しないまま」「市民参加手続」が「実施された」「検討委員会」は「実質的に意思決定機能を果たしていない」等と記載し、「当該支出の是正および将来の同種支出の防止措置を講じてください」と述べています。

（裏面あり）

住民による監査請求及び訴訟の制度は、地方公共団体の行政一般が公正に行われることを担保するためのものではなく、地方公共団体の財務会計の公正を担保するためのものです（東京地方裁判所平成元年10月26日判決参照）。しかし、本件請求の理由は、山下ふ頭再開発の市民参加手続や意思決定に係る行政行為自体を問題とするものです。

したがって、請求人の主張は、山下ふ頭再開発に係る財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。